

NETISについて

About NETIS



近畿地方整備局 近畿技術事務所

①新技術とは	P3
②NETISの記号説明	P4
③新技術活用スキーム概要	P5
④新技術活用評価会議について	P6
⑤活用効果調査表について	P8
⑥NETISの掲載期間について	P12
⑦NETIS登録の利点について	P13
⑧NETIS登録方法について	P14

①新技術とは

用語の意義

新技術

「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

 技術の成立性と実用化の判断は公共機関、民間等の施工実績でもOK

従来技術

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。

活用

「活用」とは、新技術を直轄工事等にて使用することをいう。

 直轄工事等で5回以上活用されると事後評価の対象になります。

②NETISの記号説明

NETISの登録番号について

KK-240099-A(VE・VR・AG・VG)

最後のアルファベットは情報種別記号

- A 評価されていない技術
- VE 評価済み技術のうち継続調査不要の技術
- VR 評価済み技術のうち継続調査等の対象とする技術
- AG、-VG 掲載期限が終了した（新技術ではなく一般）技術

4桁の数字は登録順番号

（例）99番目に登録されれば0099

最初の2桁の数字は登録年度

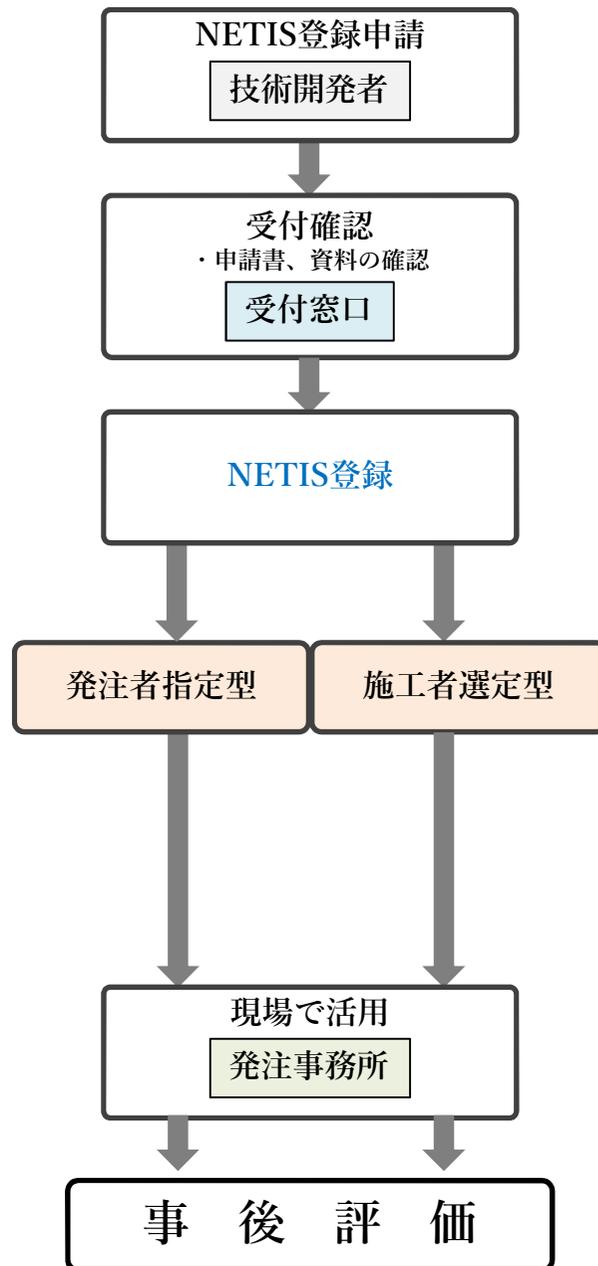
（例）2023年度なら23

アルファベット2文字は登録した整備局の略記号

CB（中部）	CG（中国）	HK（北海道）	HR（北陸）	KK（近畿）
KT（関東）	QS（九州）	SK（四国）	TH（東北）	OK（沖縄）

※アルファベット末尾3文字目の「K」は港湾技術（例：神戸港湾空港技術調査事務所の登録技術は「KKK」）

③新技術活用スキーム概要



※その他、新技術の活用を促す取組みとして、各目的に応じて以下の取り組みを実施。

「試行申請型」

「フィールド提供型」

「テーマ設定型（技術公募）」

「現場ニーズ・技術シーズのマッチング」

④新技術活用評価会議について

■新技術活用評価会議について

- ・新技術活用評価会議は産官学の構成で各整備局毎に設置され、近畿は年3回評価会議の実施を予定しています。
- ・1回あたりの会議で10技術程度の評価を実施
- ・評価技術は北海道を含む9地整で工種毎に担当を決めて評価を実施しています。

■新技術活用評価会議の内容

- ①事前審査
- ②試行実証評価（事後評価）
- ③活用効果評価（事後評価）
- ④推奨技術等の推薦

推奨技術等は新技術活用システム会議で選定

■新技術活用評価会議において推奨技術等を推薦

選考対象技術

NETIS登録技術のうち活用効果評価が実施された技術であって、選考要件のいずれかに合致する画期的な技術として以下の者の推薦のある技術

- ①評価会議が推薦する技術（「活用促進技術」のうち、主として現場における改善効果、将来性等の観点から推薦する技術）
- ②関係研究機関又は第三者機関等が、主として技術の画期性等の観点から推薦する技術
- ③その他システム検討会議の委員が推薦する技術

④ 新技術活用評価会議について

活用効果評価結果 例

様式 V-5
公開版

活用効果評価結果
平成30年度
中部地方整備局 / 新技術活用評価会議

NEISS 情報	評価目標																					
	耐久性の向上、安全性の向上、品質の向上																					
	開発目標	区分	工法	新技術の位置づけ	なし																	
	新技術登録番号																					
	分類																					
新技術名																						
比較する従来技術(従来工法)																						
新技術の概要及び特徴																						
活用効果評価	所見																					
	活用効果評価	活用促進及び活用効果評価を継続する技術としての選定要件にあてはまらないため継続調査は実施しない。																				
	留意事項	次回以降の評価に對する観点と評価の必要性																				
	活用効果調査における改善点及び要望	留意事項																				
参考	対象工事	1 舗装工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																	
	2 舗装工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	3 舗装修繕工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	4 舗装工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	5 舗装修繕工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	6 交通安全施設整備工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	7 維持修繕工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	8 交通安全対策工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	9 交通安全対策工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	10 舗装修繕工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	11 舗装修繕工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	12 交通安全施設整備工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	13 路面整備工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	14 路面整備工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	15 電線共同溝工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	16 事故対策工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	17 多量整備工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
	18 多量整備工事	(従来技術)	排水性舗装	施工費高(望ましい)																		
活用効果調査結果	ケース番号 および年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	項目の 平均(点)	従来技術 (従来工法) (点)	
	経済性	A	B	C	B	C	D	C	D	B	D	D	B	B	B	B	C	D	B	C	D	C
	工費	C	B	D	B	D	B	C	D	C	C	C	D	D	B	D	C	C	C	C	D	C
	品質・ 出来形	B	B	B	B	B	A	A	B	B	B	C	B	B	B	B	C	B	C	C	B	C
	安全性	B	A	C	C	C	C	B	C	B	B	C	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C
	施工性	D	D	D	C	C	C	B	C	C	C	C	B	C	C	C	C	B	C	C	C	C
	環境	A	B	B	C	B	B	B	B	B	C	B	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C
	その他																					
	総合評価点	B	C	C	C	C	C	B	C	C	C	C	D	C	D	D	C	C	C	C	C	
	今後、当該技術を活用 出来心工事に活用した いか	今後もしばしば活用したい		活用を検討したい		場合によっては活用 することもある		技術の改良を強く望む														各項目における判定 A 従来技術より優れている B 従来技術より優れる C 従来技術と同程度 D 従来技術より劣る
進捗調査の必要性	不要																					
進捗調査	-																					

⑤活用効果調査について

■活用効果調査とは

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の技術的事項及び経済性等の社会的事項について、当該技術の適用範囲において従来技術に対する技術の優位性等を確認するために行う調査である。

活用効果調査は、直轄工事等において当該新技術の活用が行われる毎に行うものとし、発注事務所に加え、施工者も実施するものとする。

※新技術の活用にあたっては、工事成績評定点の加点対象となる。

ただし、発注者指定型（含：選択肢提示型）は加点対象外。

■新技術活用計画書・実施報告書について

- ・計画書は、活用する**全ての新技術**において、提出が**必須**となります。
- ・計画書は、新技術活用決定後、速やかに作成し**必ず活用前に提出**してください。
- ・実施報告書は、新技術の活用が終了後に作成してください。（-VE技術は**不要**）

※活用効果調査表については近畿技術事務所HP「活用効果調査表」の作成等についてページに詳細を掲示しています。

https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/tech/netis/flow_point.html

■活用効果調査表について

- ・新技術の活用終了後10日程度で作成し提出してください。（-VE技術は**不要**）

⑤活用効果調査について

NETIS 新技術情報提供システム
NEW TECHNOLOGY INFORMATION SYSTEM

こちらは「ログインIDパスワードを新規登録」を押下した場合の表示です。

ログインID/PW新規登録フォーム
活用効果調査票の作成・登録に必要なログインID/パスワードを新規発行します。
以下の内容を入力の上送信してください。

■工事/業務情報

受注者名
組織機関名
部署・事務所名
工事名/業務名
コリンズ/テクリス番号
調査者（施工者）氏名
調査者（施工者）メールアドレス
監督者氏名
監督者メールアドレス

■調査表を作成する新技術のNETIS番号

活用技術の追加ボタン
活用取り止めの場合は削除すること

技術を追加する

新技術のNETIS番号（1技術目）
技術活用提案日

監督職員へ確認メールを送付します。
確認が取れ次第、ご指定のメールアドレスへID/PWのお知らせメールが届きます。

申請 キャンセル

部署・事務所名を選択時に「管理支所」のついていない「事務所」を選択してください

コリンズ番号は10桁の数字です。設計書番号ではありません。

担当職員と事前に打ち合わせの上で担当職員の氏名とメールアドレスを入力してください。

技術提案日は記入必須です。1技術毎に必要なになります。（技術提案日は工事開始日でも可）

-A,-VR,-VEは記入不要（KT-123456等と入力する）
※アルファベットは半角大文字のみ

2023年度より活用効果調査表は一工事につき一つのID/PWとなりました。

※ID/PWの使い回しは止めてください！必ず工事毎に新しくID/PWを申請してください。

事前に活用技術が複数ある場合は「技術を追加する」ボタンで追加することができます。

⑤活用効果調査について

新技術活用計画書
(活用する新技術がA,VRの場合)

提出時に記入されているか確認

クリックでタブ切替え

提出時に✓されているか確認

The screenshot shows a web application interface for creating a 'New Technology Utilization Plan'. At the top right, there is a link for 'Corruption/Whistleblowing/Confidentiality Policy'. Below it are icons for 'Close', 'Save', 'Print/Preview', and 'Cancel'. A warning message states: '※120秒間でタイムアウトします。作業の中断、一時保存を行ってください。一時保存は画面上部メニュー「一時保存」から行えます。' and three links: '登録内容に関するお問い合わせはこちら', 'システム操作方法に関するお問い合わせはこちら', and 'システム操作方法に関するお問い合わせはこちら'. The main form has several sections: '技術活用提案日' (highlighted with a red box), '登録番号(技術活用提案日時点)', '新技術名称', '比較する従来技術', '船籍機関名' (dropdown: 近畿地方整備局), '部署・事務所名' (dropdown: 近畿技術事務所), '工事名', '活用等の型' (with a note: '※新技術活用システム実証要領で定められたNETIS技術を活用するシステムになります。下記「新技術活用システム実証要領」の「3.3.3 活用実証」を参照して下さい。'), and '登録番号(発動)'. Below these are tabs: '新技術活用計画書' (highlighted with a red box), '実施報告書', and '活用効果調査表(施工者用)'. A 'AIチャットボット' button is also present. A red box highlights a checkbox: '記入完了 ※下記項目の記入が完了したら、チェックを入れて下さい'. The lower section includes '作成日', '受注者名', '契約額(円)', '工事期間', '新技術施工期間', '施工場所', and '活用理由' (with a note: '※チェックボックスにチェックがない場合、入力されたコメントはNETISに登録されません。 ※チェックボックスにチェックがある場合、コメント欄は入力必須です。'). There are several checkboxes: '経済性', '工程', '品質・出来形', '安全性', '施工性', '環境', 'その他 ()', and 'その他 ()'. A large red box highlights the 'コメント欄' (Comment Field) on the right, containing the text: 'コメント欄は監督職員とテキストでやり取りする場合に使用'. At the bottom of this box is a text area with the prompt 'コメントを入力してください' and a 'ファイルを選択' button with the note '選択されていません'.

拡大図

Navigation tabs: 新技術活用計画書 | 実施報告書 | 活用効果調査表(施工者用)

Comment field area with text: コメント欄は監督職員とテキストでやり取りする場合に使用

⑤活用効果調査について

新技術活用計画書
(活用する新技術がVEの場合)

VEの新技術は
「新技術活用計画書」
のみ表示

※施工中にVEに変わった場合も
「新技術活用計画書」のみ提出

VEなのに「実施報告書」
「活用効果調査表（施工者用）」
が表示されている場合は
近畿技術事務所 技術開発相談室まで
連絡してください

The screenshot shows a web form for 'New Technology Utilization Plan' with several red annotations:

- 提出時に記入されているか確認**: A red box highlights the '技術活用提案日' (Technology Utilization Proposal Date) field.
- 提出時に✓されているか確認**: A red box highlights the '新技術活用計画書' (New Technology Utilization Plan) checkbox, which is checked.
- コメント欄は監督職員とテキストでやり取りする場合に使用**: A red box highlights the 'コメント欄' (Comment Field) at the bottom right of the form.

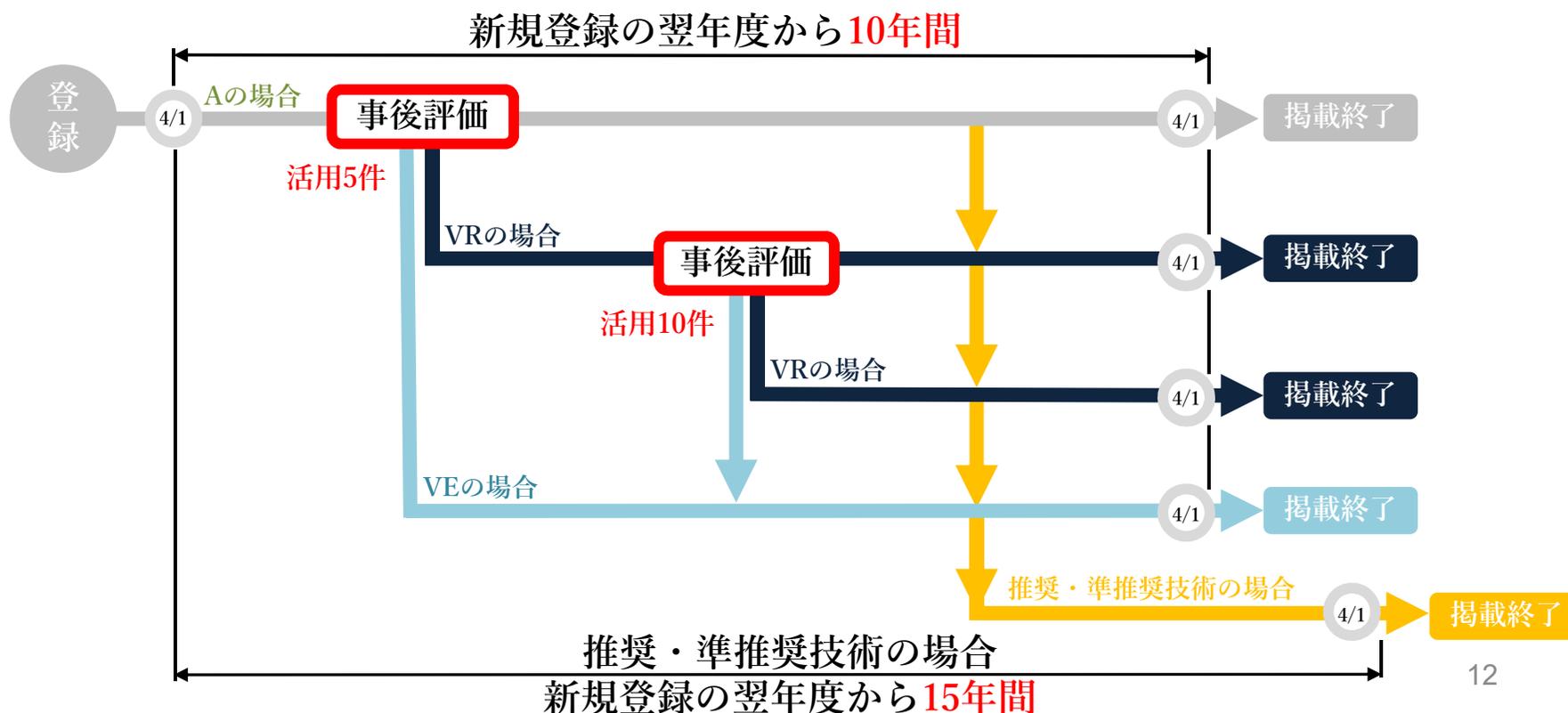
The form includes fields for: 技術活用提案日, 登録番号(技術活用提案日時), 新技術名称, 比較する従来技術, 組織機関名, 部署・事務所名, 工事名, 活用等の型, 登録番号(最新), 作成日, 受注者名, 契約額(円), 工事期間, 新技術施工期間, 施工場所, 活用理由, and a list of checkboxes for: 経済性, 工程, 品質・出来形, 安全性, 施工性, 環境, その他 (), and その他 ().

⑥NETISの掲載期間について：登録の翌年度から10年間

NETISの掲載期間は、NETISに登録した翌年度から10年間です。

掲載期間中に、「推奨技術、準推奨技術」に選定された場合、15年間の掲載期間となります。

A (未評価技術)	掲載は登録した翌年度から10年間 (活用効果調査表5件で事後評価対象)
VR (継続調査等の対象技術)	掲載は登録した翌年度から10年間 (評価後、活用効果調査表10件で次の事後評価対象)
VE (継続調査不要の技術)	掲載は登録した翌年度から10年間 (評価後、事後評価を行わない)



⑦NETIS登録の利点について

試行申請型（請負契約締結後提案の場合）及び施工者選定型により施工者が新技術の活用を提案し、実際に工事で活用された場合は、活用の効果に応じて工事成績評定での**加点の対象**となります。

工事成績評定への加点

令和6年4月公告より変更

主任技術評価官で最大2点の加算
よって、実加点は $2 \times 40\% = \text{最大}0.8\text{点}$ となります。



※1「有用とされる技術」とは、「公共工事における新技術活用スキーム」実施要領である「推奨技術、準推奨技術、活用促進技術、評価促進技術」をいう。

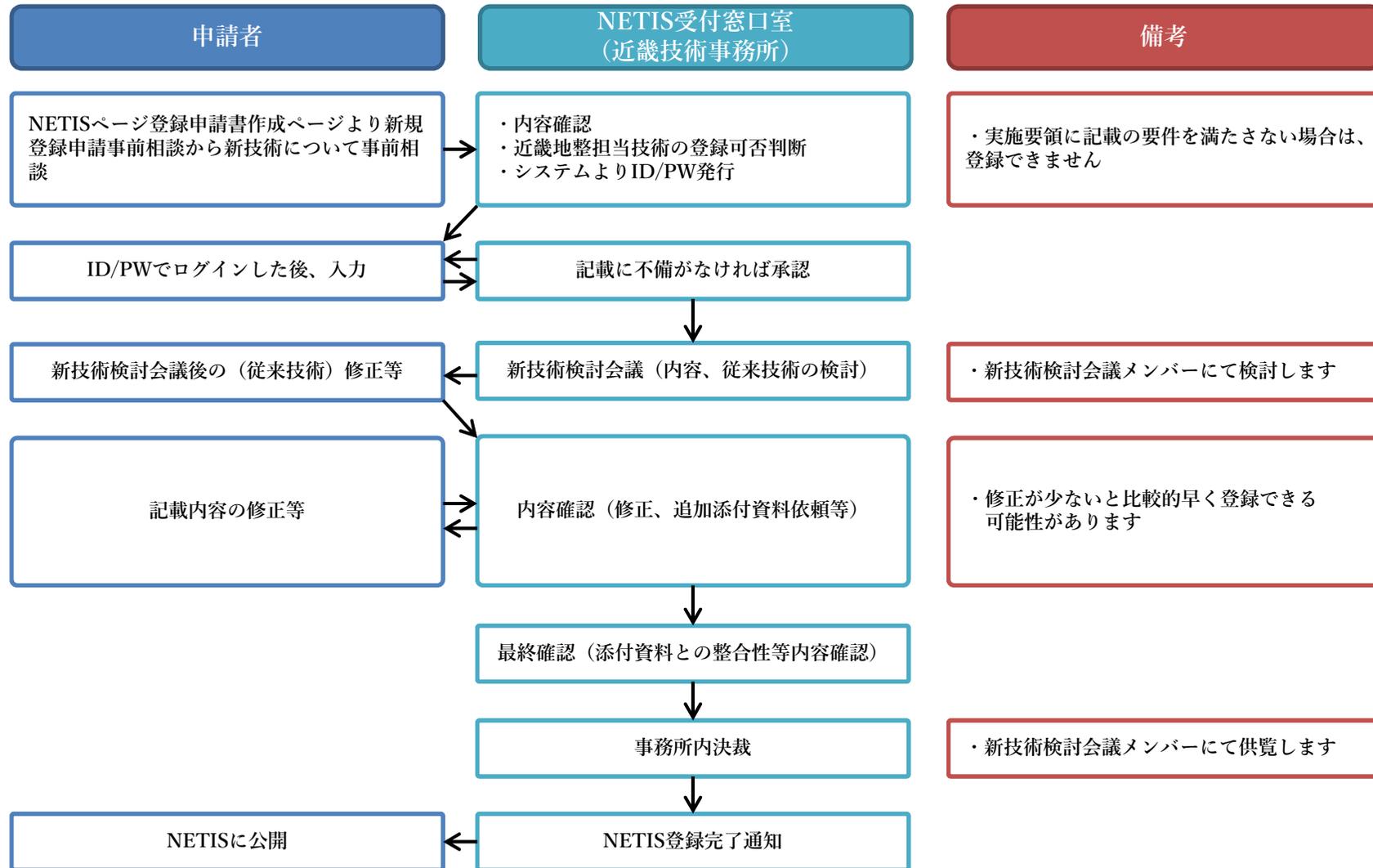
※2「相当程度」とは、大幅な工期短縮や飛躍的な施工の効率化が図られた技術など、工事推進に対して大きな効果をもたらしたものとする。「一定程度」とは、従来技術と比較して効果が認められる技術であっても、活用した工事全体としては影響が小さいもの、例えば使用する材料のみの技術等は一定程度とする。

補足① 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択する事が可能（ただし最大加点数は2点）

② 複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とする（ただし最大加点数は2点）

⑧NETIS登録方法について

NETIS登録までのフロー



⑧NETIS登録方法について

オンライン申請の方法

2023年度から新方式のオンライン申請に変更となりました。

新技術登録申請にあたり、NETISの登録申請書作成ページより
新規登録申請 事前相談が必要になります。

事前相談が承認された後、ID・パスワードが発行されます。

内容確認・承認後、ID・パスワードのみ記載されたメールが申請者へ
送信されますので、受信後紛失しないよう管理をお願いいたします。

事前相談はこちら

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/input/apply/newteches>



The screenshot shows the NETIS application interface. At the top, there are two tabs: '登録申請書作成 (申請情報)' (Registration Application Form Creation (Application Information)) and '活用効果調査表作成 (評価情報)' (Benefit Effectiveness Survey Form Creation (Evaluation Information)). Below the tabs, a message states: 'NETIS (申請情報) への登録申請に必要な書類は以下のとおりです。ただし、必ず申請しようとしている地方整備局の:' (The documents required for registration application to NETIS (Application Information) are as follows. However, you must apply to the local government you intend to apply to:). A blue bar highlights the section '新規登録申請事前相談・WEB申請書(港湾空港関連技術以外)' (New Registration Application Pre-consultation / WEB Application Form (excluding port and airport related technologies)). A circular icon with a book and the word '作成' (Creation) is shown. To the right, it says '次の様式が作成できます。' (The following forms can be created.) and lists: '• 新規登録申請 事前相談' (New Registration Application Pre-consultation), '• 様式1：申請書' (Form 1: Application Form), and '• 様式2：技術概要説明資料' (Form 2: Technical Summary Explanation Materials).

⑧NETIS登録方法について



新規登録申請 事前相談により
NETIS申請システム(admin@netis-online.jp)から
事前相談内容送信完了通知が送信されます。
送信専用アドレスですので返信しても回答できません。

受信環境によっては、通知されたメールが迷惑メール
と判断されてしまう可能性があります。
メールが通知されない場合は、メールが迷惑メールと
してフィルタリングされていないか、ご確認ください。

また、メール本文に記載の受付番号（12桁の数字）は
お問い合わせの際に必ず通知してください。
申請が複数あるため、会社名や技術名称等では回答が
遅くなりますので予めご了承ください。

※事前相談の内容について、修正等がある場合、修正依頼する場合があります。
修正内容等については、事前相談作成ページのコメント欄に修正内容を記入します。

⑧NETIS登録方法について

The screenshot shows the 'NETIS NEW TECHNOLOGY INFORMATION SYSTEM' registration page. The form is titled '■新技術登録申請 事前相談'. It contains various input fields for company information, contact details, and technical classification. Red boxes highlight the following areas:

- Classification Selection:** A section with four dropdown menus labeled '分類1 レベル1', '分類1 レベル2', '分類2 レベル1', and '分類2 レベル2'. A red box surrounds these menus.
- Comparison Questions:** A section with three text input fields for comparing the technology with existing ones. A red box surrounds these fields.
- File Upload:** A section with three file upload buttons labeled 'ファイル1', 'ファイル2', and 'ファイル3'. A red box surrounds these buttons.

At the bottom of the form, there are buttons for '入力内容の確認' (Check input content) and '中止' (Cancel). The footer contains navigation links and copyright information: 'Copyright 2023, New Technology Information System. All Rights Reserved.'

新規登録申請 事前相談フォームは、記入漏れがあると送信できません。
(記入漏れがある項目が赤色に変わります)

選択する分類1によって申請先の地方整備局が変わります。

添付するファイルは技術概要や新規性、効果等が把握できるパンフレット・説明資料・画像を添付してください。
(任意：3ファイルまで 合計10MBまで)

従来技術は国交省積算基準を参考に選択します。ない場合は類似技術と同じ従来技術にします。

⑧NETIS登録方法について



新規登録申請 事前相談が承認されると申請用のID・パスワードが発行されます。

ID・パスワードを紛失しないよう注意してください。

記入の方法や操作方法はNETISページにあるマニュアル等を参照してください。

変更・更新申請もオンライン申請となっています。詳しい方法は近畿技術事務所Webサイトで確認してください。

https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/tech/netis/flow_del.html

⑧NETIS登録方法について

◆共同開発の技術について

申請技術が共同開発の場合は、共同開発同意書参考例（右図）を見本に共同開発同意書を作成し提出してください。

NETISでの「技術開発者」とは、「技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行行使することができる正当な権原を有する事業者等）」となります。

なお、海外の民間事業者が開発した技術は、「日本国内に営業所（代理店等）が所在する技術行使権原を有する者」となります。

（海外事業者との同意書については、所在地の公用語と日本語訳を併記してください。また、印鑑の代わりに代表者のサインが必要です）

【共同開発同意書参考例】

〇〇〇〇〇【技術名称】のNETIS登録に関する覚書

△△△△株式会社【NETIS申請者】および□□□□株式会社【同意者】は、共同開発した〇〇〇〇〇のNETIS登録に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 △△△△株式会社はNETIS登録、維持に関する窓口機関として全ての手続きを自己の負担で行うものとし、□□□□株式会社は△△△△株式会社と協力するものとする。

第2条 △△△△株式会社と□□□□株式会社はNETIS実施規約に同意し、同規約に定められたNETIS申請者に係る責任の全てを△△△△株式会社が負うものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、△△△△株式会社および□□□□株式会社が各1通を保有する。

平成 年 月 日

【NETIS申請者】

住 所
会 社 名 △△△△株式会社
代表者氏名 

【同意者】

住 所
会 社 名 □□□□株式会社
代表者氏名 

※ 同意書は自由様式であり、上記は同意書の参考例です。この必要はありません。

共同開発者からの「①NETISの実施規約に同意する旨」、「②当該新技術のNETIS登録に際して御社が申請窓口となることに同意する旨」が記載された同意書を御社宛に提出して頂き、その写しを提出してください。